第６号様式（その１）（第２５条第３項）

|  |
| --- |
| 第　　　　　号　年　　月　　日　（住所）（氏名）　　　　　　　　　　様山武郡市広域行政組合 　　　　　　（消防長又は消防署長）　　　　　資 料 提 出 命 令 書対象物の所 在 地名　　称用　　途火災予防のため必要があると認めるので、上記対象物に係る下記の資料を、　　　　年　　月　　日までに山武郡市広域行政組合　　　　　　　へ提出するよう消防法第４条の規定により命令します。記教示１　この命令に不服があるときは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に管理者に対して、審査請求をすることができます（なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。２　この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、山武郡市広域行政組合を被告として（訴訟において山武郡市広域行政組合を代表する者は管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この命令があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。３　理由なく資料の提出をせず又は虚偽の資料を提出した者は、消防法第４４条により処罰されることがあります。 |